

## 被災者の皆さまへ

8 月 27 日からの大雨により被害に遭われた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。武雄市では、災害に伴う様々な被害に対し、全力を挙げ早期の復旧に努めているところです。一日も早く、皆さまが元の生活を取り戻せるよう取り組みを行いますので、ご支援とご協力をお願いします。

## 「復興対策室」を開設

被災者の皆さまの一日も早い生活再建を目指し、復興対策室を開設しました。

## ◎ 被災者総合相談窓口の設置

～災害に対する相談について窓口を一本化～

《開設場所》 市役所 1 階ホール 《開設時間》 月曜～金曜 8:30～19:00（当面の間）

## ◎ 災害相談専門ダイヤルの設置

～被災者の方の不安や疑問に対し電話窓口を一本化～

《電話番号》 0954-27-7510 《開設時間》 月曜～金曜 8:30～19:00（当面の間）

被災者の皆さまへの支援メニュー ※申請書などは、ホームページよりダウンロードできます。

被災住宅の  
応急修理制度

NEW

まずはご相談ください。

<問合せ>

復興対策室

TEL: 0954-27-7510

被災した住宅の日常生活に必要な欠くことのできない部分の修理を市が実施する制度です。

受付期間や方法については準備が整い次第ご案内します。

- 対象者
- ・当該災害により、り災証明書における半壊以上の住家被害を受け、自らの資力では応急修理をすることができない方
  - ・応急修理を行うことにより、避難所等への避難を要しなくなると見込まれる方
  - ・民間賃貸住宅借り上げ制度を利用しない方

## ■ 応急修理の対象となる住宅

応急修理の対象範囲は、日常生活に欠くことのできない部分であり、緊急に修理を行うことが適当な箇所です。

- ・屋根、柱、外壁、基礎等の基本部分
- ・ドア等の開口部
- ・上下水道等の配管や配線
- ・トイレ等の衛生設備等

※内装に関するものは原則として対象となりません。

応急修理の対象となる全ての部分の修理前・修理中・修理後の写真が必要となります。

- 修理限度額 一世帯当たり584,000円 ※これを超える部分については自己負担

民間賃貸住宅  
借上げ制度

(みなし仮設住宅)

NEW

まずはご相談ください。

<問合せ>

復興対策室

TEL: 0954-27-7510

住居の全壊により居住する在宅がない方へ民間賃貸住宅を2年間借り上げて提供する制度です。

受付期間や方法については準備が整い次第ご案内します。

- 対象者
- ・住居の全壊により居住する住宅がない方  
※半壊等であっても土砂や流木等により住宅が危険な状態にあり、自らの住宅に居住できない状況である方はご相談ください。
  - ・住宅の応急修理制度を利用しない方

## ■ 借上げ住宅の条件

- ・貸主から同意を得ているもの
- ・管理会社等により賃貸可能と確認されたもの
- ・家賃 ア) 月額5.5万円以内(2人以下の世帯の方)  
イ) 月額6万円以内(3～4人の世帯の方)  
ウ) 月額8万円以内(5人以上の世帯の方)

※上記家賃の他、共益費、退去修繕負担金(敷金、月額賃料の2か月分を限度)、礼金(賃料の1か月を限度)、仲介手数料(月額賃料の0.54か月分を限度)、入居時負担金(鍵の交換費用等)についても負担します。

## ■ 入居者の負担

光熱水費その他専用設備に係る使用料、入居者の故意又は損害に対する修繕費、駐車場料金、自治会費等(※家賃込みとなっている場合は、ご相談ください)

弁護士による  
被災者向け無料  
法律相談の開催

NEW

<問合せ>

復興対策室

TEL: 0954-27-7510

- 日時 9/18(水)、9/20日(金)、9/25日(水)、9/27日(金)いずれも10:00～16:00

- 場所 市役所 1 階 被災者総合相談窓口

※相談対応は、佐賀県弁護士会の所属弁護士が行います。予約不要・当日先着順で、相談時間は一組20分を目安とします。本法律相談の利用対象者は、令和元年8月豪雨による被災者の方です。

## ■ 相談内容

「住宅が浸水して建替えや修理をしたいが、住宅ローンが残っていて、新たな借入れや返済ができない」「借りたり、預かったりしている車が浸水して使用できなくなってしまった」「借家が浸水して住めなくなってしまったときの家賃や修繕の問題」 など

災害援護資金の  
借入れや見舞金  
に対する相談窓口

<問合せ>

復興対策室

TEL: 0954-27-7510

大雨により被害(床上浸水等)にあわれた方へ支給される災害援護資金の借入れや見舞金等についての相談窓口を開設します。

①災害弔慰金(災害で亡くなられた方へ支払) ②災害障害見舞金(災害により重度の障害を受けられた方へ支払)

③災害援護資金の借入れ(災害により住宅が全半壊または家財の損害など被災を受けた方に、一定の要件(所得制限等)のもと、生活再建のための援護資金を貸付) ④災害見舞金(住居が全半壊または住居が床上浸水した罹災者に対して、市が市民(法人又は団体除く)へ給付する見舞金) ※申請受付については改めてお知らせします。

- 相談窓口 市役所 1 階ホール 総合相談窓口 (8:30～19:00)

- 災害相談専門ダイヤル Tel: 0954-27-7510

# 災害援護資金の貸付制度

NEW

まずはご相談ください。

<問合せ>

復興対策室

TEL: 0954-27-7510

生活の立て直しに必要な資金を、低利で貸し付ける制度です。

■ **対象者** 災害発生時に、**武雄市内に居住していた世帯で、「住居が半壊以上」または「家財等に3分の1以上の被害」、「家財及び住居に損害はないが、世帯主が療養に要する期間が概ね1カ月以上の負傷をした世帯」**

■ **所得制限** 世帯の人数等により、所得制限があります。(所得は前年中の総所得額)

- ・世帯人員(1人) 220万円未満
  - ・世帯人員(2人) 430万円未満
  - ・世帯人員(3人) 620万円未満
  - ・世帯人員(4人) 730万円未満
  - ・世帯人員5人以上 … 1人増えるごとに730万円に30万円を加算した額未満
- ※ただし、世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円未満とします。

## ■ 貸付限度額

被害の種類・程度	世帯主の負傷なし	世帯主の負傷あり※
家財及び住居に損害なし	0円	150万円
家財の3分の1以上の損害	150万円	250万円
住居の半壊・大規模半壊	170万円(250万円)	270万円(350万円)
住居の全壊	250万円(350万円)	350万円
住居の全体が滅失、流失等	350万円	350万円

※世帯主の負傷 … 療養に要する期間が概ね1カ月以上の負傷

※被災した住宅を建て直す際に、その住宅の残存部分を取り壊さざるを得ない場合など、特別の事情がある場合には( )内の額となります。

■ **貸付利率** 連帯保証人を立てる場合は無利子、立てない場合は年1%

■ **据置期間** 3年 ■ **償還期間** 10年(据置期間を含む)

■ **償還方法** 年賦、半年賦または月賦、元利均等償還(繰上げ償還可)

# 災害ごみの受入れ

<災害防災本部>

Tel 0954-23-9223

■ **受付時間** 10:00~17:00 ※集積状況により場所や受付時間に変更になる場合があります。

■ **受付場所** (1)北方町の方:北方運動公園(北方町)

(2)北方町以外の方:南永野地区採石場跡(東川登町)

土日も持ち込み可能です。「もえるごみ」「もえないごみ」「粗大ごみ」「家電」「タタミ」に分別し、持ち込みください。生ゴミの持ち込み不可。持ち込みが難しい方は、敷地内に分別し出しておいてください。随時、回収に伺います。

# り災証明書・被災証明書の申請受付

<税務課>Tel 0954-23-9220

■ **受付時間** 8:30~17:15(平日のみ) ■ **受付場所** 市役所1階税務課

■ **申請に必要なもの** ※申請者と同世帯以外の方が届け出る際は、委任状が必要です。

・印鑑 ・本人確認ができるもの(運転免許証等) ・被害の状況がわかる写真又はそれに代わるもの

り災証明書は、申請を受け付けた際に「り災届出証明書」を交付し、その後、現地確認等を行い、その調査結果に基づき「り災証明書」を交付します。当日には発行できません。被災証明書は、その場で被害状況を確認後、発行します。

# ボランティアを必要とされている方

室内清掃(片付け)、家周り等の清掃、土砂除き、粗大ごみの搬出・運搬をボランティアに依頼できます。

■ **受付電話番号**

○災害ボランティアセンター(8:30~17:00) 080-9243-2172、080-8364-5542、090-7156-9899

○福祉課(9:00~15:00) 0954-23-9235

○おもやいボランティアセンター:民間設置(8:00~20:00) 080-1500-0001

# 便槽くみ取り手数料3カ月全額免除(8~10月分)

<環境課>Tel 0954-27-7163

家屋に被害を受けた方に対して、し尿の汲み取りに要する費用の全額免除を行います。

1. **豪雨災害により便槽に被害を受けた家屋(兼店舗)** ※浄化槽のくみ取りは対象外です。

《免除内容》便槽のくみ取りに要する費用の全額を免除

①災害直後の便槽くみ取り手数料について申請が必要です。申請書と請求書を環境課窓口(8:30~17:15)へ

②2回目以降のくみ取り手数料について申請は必要ありません。(災害直後にくみ取り申請された方対象)

2. **豪雨災害により便槽に被害を受けた事業所** ※浄化槽のくみ取りは対象外です。

災害直後の便槽くみ取り手数料のみ全額免除申請が必要です。

# 消毒用石灰購入助成金

<環境課>Tel 0954-27-7163

■ **対象者** 市内に住所を有する方、又は市内に所在する事業者等で石灰を購入し床下や自宅周辺を消毒された方。

■ **補助金額** 消毒用石灰に要する費用の全額 ※助成上限:40キロ

■ **申請の方法** 申請書と請求書、石灰の購入に係る領収書等の書類を環境課窓口(8:30~17:15)へ提出。

# 水道及び下水道使用料の3カ月全額免除

<水道課>Tel 0954-22-2874

<下水道課>Tel 0954-23-9118

■ **対象者** ・水害により家屋(住宅、住宅兼店舗)の浸水等被災を受けた方

■ **支援内容** 水道及び下水道使用料を3か月間全額免除します(令和元年8月使用分~令和元年10月使用分)

■ **申請方法** 被災者の方からの申請は不要です。

※ただし、被災により市内の公営住宅・民間アパート等へ転居される方については水道課への連絡が必要です。

※事業者の方は、8月使用分(又は9月使用分)の使用水量を10立方メートル減じて請求します。

# 住民票等の各種証明手数料等の免除

<市民課>Tel 0954-23-9225

災害復旧に関する手続きに必要な住民票の写し等の各種証明書の交付手数料を免除します。

(1)住民票の写し(住民票記載事項証明書)、(2)戸籍謄抄本、(3)戸籍附票の写し、(4)印鑑登録証明書、

(5)税証明書、(6)印鑑登録証(再登録)、(7)個人番号カード再発行、(8)通知カード再発行

○り災証明書(り災届出証明でも可)または被災証明書(手数料免除聴取書でも可)をお持ちの上、窓口にお尋ねください。その他、必要な書類などありますので、市民課へお尋ねください。

■ **窓口** 市民課、山内サービスセンター(証明書発行業務のみ)、北方サービスセンター(証明書発行業務のみ)